

平成22年3月2日

責任開始期前不担保に関する取扱いの一部改訂について

当社では死亡保険金以外の保険金などは、原則として、ご契約の責任開始期より前に発病していた病気（ 1 ）や責任開始期より前に発生した傷害を原因とする場合にはお支払できないこととしております。この場合、お申し込みの際の告知などによって、当社が病気や傷害が生じていることを知っていたとしても、同じくお支払できません。

上記のお取扱いについて平成22年3月2日より一部改訂し、責任開始期より前に発病していた病気を原因とする場合でも、当社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその病気に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した病気を原因として支払事由に該当したものとみなして取扱うことと致します（ 2 ）。例えば、入院歴を告知いただいた上でご加入され、その後同じ病気で入院された場合などが今回の改訂の対象となります。なお、今回の改訂は支払事由が平成22年3月2日以降に発生する場合に適用します（ 3 ）。

1...「責任開始期より前に発病していた病気」とは

責任開始期より前にすでに発病していた病気とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始期より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- ・医師の診療を受けたことがある。
- ・健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます）を受けたことがある。
- ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

2...今回の改訂は病気を原因とする場合に限るもので、傷害を原因とする場合は対象となりません。また、約款に異なる定めがある場合を除きます。

3...平成22年3月2日を含んで入院している場合、その入院については、平成22年3月2日より前の入院期間も含めて今回の改訂を適用します。

以上